

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会安房分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび安房分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和 7 年 7 月 1 5 日

千葉県バス対策地域協議会安房分科会
(事務局：安房地域振興事務所企画課内)
電話 0 4 7 0 (2 2) 7 1 3 3

別記第 7 号様式

千葉県バス対策地域協議会安房分科会第 1 回分科会協議結果総括表

分科会名：安房分科会

協議年月日：令和 7 年 4 月 2 8 日

協 議 路 線				関 係 市 町 村	分 科 会 に お け る 協 議 結 果	備 考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実 施 予 定 年 月 日)			
ジェイアールバス関東株式会社	南房州本線	館山駅・安房白浜 (安房神戸) 館山駅・安房白浜 (東光寺前)	国県補助を受けて 運行を維持 (令和 7 年 10 月 1 日)	館 山 市 南 房 総 市	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市(館山市、南房総市)の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日)	

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
5	シェイアルバス 関東株式会社	南房州本線	館山・安房白浜 (安房神戸)	・館山駅や安房白浜駅等交通結節点へのアクセス ・館山駅周辺の病院等医療機関への通院 ・県立館山運動公園へのアクセス ・房南学園及び安房特別支援学校の生徒・児童の通学 ・宿泊施設や寺社仏閣等への観光アクセス ・その他、通勤や各高校への通学等	令和 7 年度と比較して収支率 1%以上の改善	【路線の見直し】 ・地域情勢の変化等による利用状況の変化に対応するための方策を検討し、利便性向上に向けた取組を促進する。 ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置づけており、支線との連携を改善し幹線としての機能強化を検討する。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	館山市・南房総市・シェイアルバス関東株式会社 南房総市・館山市
						【広報】 ・経済的な乗車方法（スマホ 1 日乗車券等）の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・ホームページや公式 SNS 等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体で路線に関する情報提供や公共交通機関利用の発信を行い、利用者の増加を目指す。 ・公共交通マップを作成し、本路線の更なる周知を図る。 ・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 ・高校生の通学支援として高校生等通学費助成制度の啓発を行う。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	南房総市・館山市・シェイアルバス関東株式会社 館山市・南房総市・シェイアルバス関東 館山市・南房総市・シェイアルバス関東株式会社 南房総市 南房総市

						【その他】 ・交通系 IC カード導入による利便性向上。 ・スマホ定期券の導入。学生対策として週 5 日制に対応した「学期定期券」の設定を検討する。	令和 8 年 4 月以降 実施予定	ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス関東株式会社
--	--	--	--	--	--	---	----------------------	--------------------------------------

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 29 年 4 月 28 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。